

一般財団法人

ジャパンマテリアル国際奨学財団

Japan Material

International Scholarship Foundation

Quỹ Học bổng Quốc tế

Japan Material

2019 年度 奨学生 募集要項

一般財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

2019年度 奨学生 募集要項

一般財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団は2019年1月に設立された、誕生したばかりの活力ある財団です。21世紀の日本とベトナムの友好親善関係の一層の増進に貢献し、さらにはベトナムの国造りを支える人材の育成を支援することを目指して設立されました。

今回は2019年度 第1回目の奨学生募集を行ないます。日越両国間の相互理解促進と両国の発展のために活躍しようとの意欲溢れる、多くのベトナム人留学生の応募をお待ちしています。

〈応募対象者〉(以下の条件を全て満たす者)

- ①ベトナム国籍を有し、本財団が指定する日本国内の大学*に、「外国人留学生」(在留資格が「留学」)として在籍する者
- ②学部正規課程(2年次以上)、または大学院正規課程(修士課程、博士課程)に在籍する者(どちらの場合も2019年4月1日時点)
- ③2019年4月1日現在、年齢が30歳以下であること
- ④修学のために経済的援助を必要とし、2019年4月以降、他の奨学金を受給していない者(但し、月額48,000円以下の奨学金等は受給しても可とする(例えば「学習奨励費」は応募可))
- ⑤学業が優秀であり、かつ人物面で信頼できる者
- ⑥日本語能力試験を受験し合格していること(受験時期と級は問わない)
- ⑦日本とベトナムの友好親善の関係増進に貢献できる者
- ⑧以下の奨学生としての義務を果たせる者
 - ・当財団が開催する式典、交流会等にすべて参加すること
 - ・学期ごとに成績証明書を提出すること
 - ・月次報告書を提出すること

〈採用奨学生数〉

10名程度

〈募集期間〉

2019年2月1日(金)から2019年3月15日(金)まで

(応募書類の受理については3月15日消印有効とし、それ以後については理由の如何に関わらず受理しない)

〈応募方法〉

本財団は指定大学を通じてのみ、応募を受け付けます（郵送、簡易書留にてお願いいたします）。留学生からの直接応募は受け付けません

〈2019年度 第1回募集時の指定大学、以下の7大学〉*

東京工業大学、東京大学、名古屋工業大学、名古屋大学、三重大学、明治大学、早稲田大学

〈奨学金の額、奨学金の支給方法など〉

- ・奨学金の額は、年額120万円（月額10万円）とする（奨学金は給付型であり、返済の義務はなし）
- ・奨学金の支給期間は、原則として1年間とする（今回の奨学生の支給期間は2019年4月から2020年3月までの12か月間）
但し、奨学生自身が希望し、成績優秀等の条件を満たし、本財団の選考委員会と理事会が認めた場合は、支給期間が1年間延長されることがある（再度申請手続きについては別途規定あり）
- ・支給の時期は、原則として毎月25日に奨学生本人の銀行預金口座**に翌月分を送金する

〈応募時に提出する書類〉

- 1 奨学金申請書（本財団所定の様式あり、手書きで記入。3か月以内に撮影したカラー写真 縦5cm 横4cm を添付）
- 2 履歴書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）
- 3 身上書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）
- 4 小論文（本財団所定の様式あり、日本語とベトナム語で記入）
- 5 日本語能力試験合格証明書のコピー
- 6 外国人登録証明書のコピー、または在留カードのコピー（氏名、住所、在留資格の確認のため）
- 7 在籍する大学の在学証明書（2019年4月に大学院に入学する留学生の場合は大学院の合格証明書、または在学証明書）
- 8 在籍する大学の最新の成績証明書（大学院1年生の場合は、学部の成績証明書を提出すること。大学院2年生は学部、大学院の両方の証明書を提出）
- 9 推薦状1通（指導教員等による推薦状、A4版1頁）

〈選考方法と採用決定について〉

- ・指定大学より推薦された者について、本財団内に設置する「奨学生選考委員会」において審査し、その結果を理事会に報告し、理事会が採否の決定を行う

- ・応募者全員について、4月下旬に大学宛てに採用の可否を通知する

〈その他〉

- ・応募書類の受け付け後、記入内容確認のため、本財団の担当者と応募者との面談の機会を設けます（1時間程度、3月18日（月）～29日（金）を予定）
- ・面談の日時・場所は大学事務局の奨学金担当者を通じて日程調整をして設定します
- ・採用決定者には、奨学金送金のため本財団が指定する銀行（三井住友銀行、または百五銀行）に預金口座**を開設していただきます
- ・応募書類は返却しません。本財団にて適切に保管、或いは処分します

〈奨学金の打ち切りについて〉

以下の12項目のいずれか一つに該当する場合には、奨学金を一時停止、または打ち切り、故意や重大な過失が認められたときは給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- ① 応募書類に重大な虚偽記載が判明した場合
- ② 在留資格「留学」を失った場合
- ③ 在籍する大学の学籍を失った場合
- ④ 在籍する大学で処分を受けた場合
- ⑤ 取得単位数が甚だしく少ない、或いは学業成績が甚だしく不良の場合
- ⑥ 在籍大学を休学、または外国留学（交換留学、短期語学留学など）した場合
- ⑦ 連続して1か月以上、日本を不在にした場合
- ⑧ 連続して1か月以上、大学を欠席した場合
- ⑨ 奨学金を必要としない事由が発生した場合
- ⑩ 本財団の名誉を傷つけた場合
- ⑪ 本財団と連絡が取れなくなった場合
- ⑫ その他、本財団が奨学金を一時停止、または打ち切るに足る理由があると判断した場合

〈問い合わせ・応募書類送付先〉

一般財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

Office : 〒510-1311 三重県三重郡菰野町永井 3098 番 22

Tel : 059-325-7803 Fax : 059-325-7804

Email : office@j-foundation.or.jp